

姫路市及び赤穂市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び赤穂市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、平成27年12月21日付けで締結した姫路市及び赤穂市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

（第3条の変更）

第1条 原連携協約第3条第3号ア（ウ）中eをfとし、dをeとし、cの次に次のように加える。

d 公立夜間中学による就学の機会の提供

(a) 取組内容

義務教育を受ける機会を実質的に保障することを目的として、公立夜間中学の設置及び運営を通じて、圏域内の多様な学びの場の充実を図る。

(b) 役割分担

i 甲の役割

学校の設置及び運営、広報等を行う。

ii 乙の役割

甲と連携して、学校の運営、広報等に協力して取り組む。

（効力発生日）

第2条 この連携協約は、令和5年4月1日から効力を生ずる。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和5年2月16日

甲 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

市長

清元秀泰

乙 赤穂市加里屋81番地

赤穂市

市長

牟禮正穂